

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2022年4月13日
【会社名】	株式会社荏原製作所
【英訳名】	EBARA CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表執行役社長 浅見 正男
【本店の所在の場所】	東京都大田区羽田旭町11番1号
【電話番号】	03(3743)6111
【事務連絡者氏名】	執行役 グループ経営戦略・経理財務統括部長 細田 修吾
【最寄りの連絡場所】	東京都大田区羽田旭町11番1号
【電話番号】	03(3743)6111
【事務連絡者氏名】	執行役 グループ経営戦略・経理財務統括部長 細田 修吾
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 195,817,820円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社荏原製作所大阪支社 (大阪市北区堂島一丁目6番20号) 株式会社荏原製作所中部支社 (名古屋市西区菊井二丁目22番7号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	32,582株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。

(注) 1. 募集の目的及び理由

本募集は、当社の取締役、執行役及び一部従業員並びに当社子会社の一部取締役及び一部従業員(以下「対象役員等」といいます。)に対する中長期的なインセンティブの付与及び株主価値の共有を目的として導入しております「譲渡制限付株式報酬制度」(以下「本制度」といいます。)を踏まえ、2022年4月13日開催の当社取締役会決議に基づき行われるものです。

本有価証券届出書の対象となる当社普通株式は、本制度に基づき、当社の譲渡制限付株式取得の出資財産とするための金銭報酬債権(以下「譲渡制限付株式報酬」といいます。)として割当予定先である対象役員等に対して支給された金銭報酬債権を現物出資させることにより、新株式発行を通して発行されるものです。本制度により当社が対象役員等に対して発行又は処分する普通株式の1株当たりの払込金額は、当該株式の付与決議に係る当社取締役会開催日の前営業日における東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)とします。

また、当社は、割当予定先である対象役員等との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約(以下「本割当契約」といいます。)を締結する予定であります。そのため、本有価証券届出書の対象となる当社普通株式は、法人税法第54条第1項及び所得税法施行令第84条第1項に定める特定譲渡制限付株式に該当する予定であります。

譲渡制限期間

(ア) 当社若しくは当社子会社の取締役又は当社の執行役として割当てを受ける対象役員等

2022年5月12日(払込期日)から当社及び当社子会社の取締役、執行役のいずれからも退任した直後の時点までの間

(イ) 当社又は当社子会社の従業員として割当てを受ける対象役員等

2022年5月12日(払込期日)から当社及び当該子会社の従業員のいずれからも退職(役員への就任に伴う退職、及び払込期日において満60歳未満である者については定年退職を含む。)した直後の時点までの間

譲渡制限の解除条件

対象役員等が職務執行期間(2022年3月29日開催の定時株主総会から2023年3月開催予定の定時株主総会の終結の時まで(当社又は当社子会社の従業員については2022年1月1日から同年12月末日まで))中、継続して当社又は当社子会社の取締役、当社の執行役、並びに当社又は当社子会社の一定以上の役割等級の地位にある従業員の地位にあること(以下「権利保持資格」といいます。)を条件として、譲渡制限期間が満了した時点で本譲渡制限を解除する。

職務執行期間中に、対象役員等が任期満了又は定年その他正当な事由により権利保持資格を喪失した場合の取扱い

a. 譲渡制限の解除時期

対象役員等が、任期満了又は定年その他正当な事由により権利保持資格を喪失した場合には、原則として譲渡制限期間の満了の時点をもって、譲渡制限を解除する。

b. 譲渡制限の解除対象となる株式数

権利保持資格の喪失時において保有する本割当株式の数に、対象役員等の職務執行期間に係る在職期間(月単位)を職務執行期間に係る月数(12)で除した数(その数が1を超える場合は、1とする)を乗じた数の株数(ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合は、これを切り捨てる)とする。

職務執行期間中に対象役員等が死亡により権利保持資格を喪失した場合の取扱い

a. 譲渡制限の解除時期

対象役員等の死亡後、当社が別途決定した時点

b. 譲渡制限の解除対象となる株式数

権利保持資格の喪失時において保有する本割当株式の数に、対象役員等の職務執行期間に係る在職期間(月単位)を職務執行期間に係る月数(12)で除した数(その数が1を超える場合は、1とする)を乗じた数の株数(ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合は、これを切り捨てる)とする。

当社による無償取得

当社は、譲渡制限期間満了時点又は上記で定める譲渡制限解除時点において、譲渡制限が解除されない本割当株式について、当然に無償で取得する。

株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象役員等が証券会社に開設した専用口座で管理される。当社は、本割当株式に係る譲渡制限

等の実効性を確保するために、各対象役員等が保有する本割当株式の口座の管理に関連して証券会社との間において契約を締結している。また、対象役員等は、当該口座の管理の内容につき同意するものとする。

組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会(ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会)で承認された場合には、取締役会の決議により、当該時点において保有する本割当株式の数に、職務執行期間の初日を含む月から当該承認の日を含む月までの月数を12で除した数(その数が1を超える場合は、1とする)を乗じた数(ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合は、これを切り捨てる)の株式について、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る本譲渡制限を解除する。

2. 振替機関の名称及び住所

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号

2 【株式募集の方法及び条件】

(1) 【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当			
その他の者に対する割当	32,582株	195,817,820	97,908,910
一般募集			
計(総発行株式)	32,582株	195,817,820	97,908,910

(注) 1. 「第1(募集要項)1(新規発行株式)(注)1.募集の目的及び理由」に記載の、本制度に基づき、対象役員等に割当てする方法によります。

2. 発行価額の総額は、本株式発行に係る会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は、本株式発行に係る会社法上の増加する資本金の額の総額です。また、増加する資本準備金の額の総額は97,914,675円です。

3. 現物出資の目的とする財産は本制度に基づき、当社及び当社子会社の2022年度(2022年1月1日~2022年12月31日)における譲渡制限付株式報酬として付与された金銭報酬債権であり、それぞれの内容は以下のとおりです。

	割当株数	払込金額(円)	内容
当社の取締役：9名(1)	9,224株	55,436,240	1事業年度分(2022年度)
当社の執行役：14名(2)	14,138株	84,969,380	1事業年度分(2022年度)
当社従業員の一部：14名	5,374株	32,297,740	1事業年度分(2022年度)
当社子会社取締役の一部：6名	2,780株	16,707,800	1事業年度分(2022年度)
当社子会社従業員の一部：3名	1,066株	6,406,660	1事業年度分(2022年度)
合計	32,582株	195,817,820	

1 社外取締役を含みます。

2 取締役兼務者を含みます。

(2) 【募集の条件】

発行価格 (円)	資本組入額 (円)	申込株数 単位	申込期間	申込証拠金 (円)	払込期日
6,010	3,005	1株	2022年4月21日 ～2022年5月11日		2022年5月12日

- (注) 1. 発行価格は、2022年4月12日(取締役会決議日の前営業日)の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値である6,010円であります。
2. 「第1(募集要項)1(新規発行株式)(注)1.募集の目的及び理由」に記載の、本制度に基づき、対象役員等に割当て方法によるものとし、一般募集は行いません。
3. 発行価格は、本株式発行に係る会社法上の払込金額であり、資本組入額は、本株式発行に係る会社法上の増加する資本金の額であります。
4. 本株式発行は、本制度に基づく当社及び当社子会社の2022年度(2022年1月1日～2022年12月31日)の譲渡制限付株式報酬として支給された金銭報酬債権を出資財産とする現物出資により行われるため、金銭による払込みはありません。

(3) 【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社荏原製作所 グループ経営戦略・人事統括部 人事部	東京都大田区羽田旭町11番1号

(4) 【払込取扱場所】

店名	所在地

- (注) 本株式発行は、譲渡制限付株式報酬として支給された金銭報酬債権を出資財産とする現物出資の方法によるため、該当事項はありません。

3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

4 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
	150,000	

- (注) 1. 金銭以外の財産の現物出資の方法によるため、金銭による払込みはありません。
2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
3. 発行諸費用の概算額の内訳は、有価証券届出書作成費用等であります。

(2) 【手取金の使途】

本株式発行は、本制度に基づき当社及び当社子会社の2022年度(2022年1月1日～2022年12月31日)の譲渡制限付株式報酬として支給された金銭報酬債権を出資財産とする現物出資の方法により行われるものであり、手取金はありません。

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部 【公開買付け又は株式交付に関する情報】

第1 【公開買付け又は株式交付の概要】

該当事項はありません。

第2 【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3 【発行者(その関連者)と対象者との重要な契約(発行者(その関連者)と株式交付子会社との重要な契約)】

該当事項はありません。

第三部 【参照情報】

第1 【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第157期(自2021年1月1日 至2021年12月31日) 2022年3月30日関東財務局長に提出

2 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(2022年4月13日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2に基づく臨時報告書を2022年3月30日関東財務局長に提出

第2 【参照書類の補完情報】

参照書類としての有価証券報告書に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日以後、本有価証券届出書提出日(2022年4月13日)までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日(2022年4月13日)現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。

第3 【参照書類を縦覧に供している場所】

株式会社荏原製作所本社

(東京都大田区羽田旭町11番1号)

株式会社荏原製作所大阪支社

(大阪市北区堂島一丁目6番20号)

株式会社荏原製作所中部支社

(名古屋市西区菊井二丁目22番7号)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第四部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第五部 【特別情報】

第1 【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。